第二章第三節に次の一款を加える。

第六款　放射性物質汚染対処技術統括官

（参事官）

第四十一条の二　本省に、参事官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　参事官は、放射性物質汚染対処技術統括官のつかさどる職務を助ける。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項を附則第六項とし、附則第三項の前の見出しを削り、同項を附則第五項とし、同項の前に見出しとして「（大臣官房参事官の設置期間の特例）」を付し、附則第二項の見出しを削り、同項中「審議官」の下に「（前項に規定するものを除く。）」を加え、同項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の一項並びに見出し及び一項を加える。

（放射性物質汚染対処技術統括官の設置期間の特例）

2　放射性物質汚染対処技術統括官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房審議官に係る特例）

3　平成二十九年三月三十一日までの間、第九条第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附則に次の一項を加える。

（参事官の設置期間の特例）

8　第四十一条の二第一項の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十五号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年九月五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十六号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に改める。

第二条中「第七条の三第三項」を「第十条第三項」に改める。

第三条中「第九条」を「第十二条」に改める。

（公共施設等運営権登録令の一部改正）

第二条　公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第五号及び第三十六条中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第三十八条第一項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同条第二項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十七　株式会社民間資金等活用事業推進機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十九　株式会社民間資金等活用事業推進機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十七　株式会社民間資金等活用事業推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の下に「、株式会社民間資金等活用事業推進機構」を加える。